

貴志川漁業協同組合

和内共第3号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、貴志川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第3号第五種共同漁業権（以下「和内共第3号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 和内共第3号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資 格
あ ゆ 漁 業	友釣、ルアー釣、巻川	組合員であること。
	定置やな	正組合員であらかじめ組合に提出した承認申請により組合の承認を得た者。

- 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 前2項の規定にかかわらず、正組合員の3分の2以上の多数が、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、組合員共同の利益を害する恐れがあると認める者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(管理委員会の設置)

第4条 和内共第3号の適切な管理及び行使を図るため、組合に、和内共第3号第五種共同漁業権管理委員会（以下「管理委員会」と総称する。）を置く。

(管理委員会の構成及び決議方法)

第5条 管理委員会は、第2条に規定する漁業を営む資格のある者が選任する委員をもって組織する。

- 管理委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

和内共第3号第五種共同漁業権管理委員会 6人

- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 管理委員会の決議方法は、出席した構成員の3分の2以上の多数決による。

(漁業の方法等)

第6条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あ ゆ 漁 業	友釣	竿1	貴志川水系（禁漁区を除く）	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
	ルア一釣	竿1	貴志川（貴志川町諸井堰から真国川との合流点上流端まで）、真国川全域禁漁区を除く）	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
	巻川	あみ（全長5m以下） 延べ統数400統以下	貴志川水系（禁漁区を除く）	8月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
	定置やな	水流の30分の1を開けること	貴志川水系（禁漁区を除く）	9月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間

- 2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、第4条に規定する管理委員会の意見を聴き、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。
- 3 理事が第1項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第7条 管理委員会は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他和内共第3号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。

3 前2項の定めをした漁業以外の当該漁業について、理事は、第1項の定めをしなければならない。

4 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(勘案事項)

第8条 管理委員会は、前条第1項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- 一 その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- 三 その者の当該漁業の経営能力

(管理委員会に対する指示等)

第9条 理事は、第2条に規定する漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は管理委員会が第8条第1項の定めを行わなかった場合は、漁場の利用等に関し、管理委員会に対し必要な指示をすることができる。

2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は、第8条第1項の定めを行うことができる。

3 前項の定めは、管理委員会による定めとみなす。

4 理事が第1項に基づく指示又は第2項に基づく定めを行う場合は、理事会の決議によらなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第10条 和内共第3号の内容となっている漁業を営む組合員は、和内共第3号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	漁業の方法	単位	行使料の額
あゆ漁業	友釣、ルアー釣	年間	7,700円

	巻川	年 間	6,600円
	定置やな	年 間	16,500円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第 11 条 和内共第 3 号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に和内共 3 号の行使をさせないことができる。

2 和内共第 3 号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は総会で定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 2 項の行使料の額について、令和 5 年 12 月 31 日までに営む漁業は次の表の料金を適用する。

漁業の名称	漁具・漁法	単位	行使料の額
あゆ漁業	友釣、ルアー釣	年 間	7,000円
	巻川	1 日	6,000円
	定置やな	年 間	16,500円

貴志川漁業協同組合

和内共第3号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、貴志川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第3号第五種共同漁業権（以下「和内共第3号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 和内共第3号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資 格
あ ゆ 漁 業	友釣、ルアー釣、巻川	組合員であること。
	定置やな	正組合員であらかじめ組合に提出した承認申請により組合の承認を得た者。

- 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 前2項の規定にかかわらず、正組合員の3分の2以上の多数が、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、組合員共同の利益を害する恐れがあると認める者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(管理委員会の設置)

第4条 和内共第3号の適切な管理及び行使を図るため、組合に、和内共第3号第五種共同漁業権管理委員会（以下「管理委員会」と総称する。）を置く。

(管理委員会の構成及び決議方法)

第5条 管理委員会は、第2条に規定する漁業を営む資格のある者が選任する委員をもって組織する。

- 管理委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

和内共第3号第五種共同漁業権管理委員会 6人

- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 管理委員会の決議方法は、出席した構成員の3分の2以上の多数決による。

(漁業の方法等)

第6条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あ ゆ 漁 業	友釣	竿1	貴志川水系（禁漁区を除く）	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
	ルア一釣	竿1	貴志川（貴志川町諸井堰から真国川との合流点上流端まで）、真国川全域禁漁区を除く）	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
	巻川	あみ（全長5m以下） 延べ統数400統以下	貴志川水系（禁漁区を除く）	8月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
	定置やな	水流の30分の1を開けること	貴志川水系（禁漁区を除く）	9月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間

- 2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、第4条に規定する管理委員会の意見を聴き、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。
- 3 理事が第1項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第7条 管理委員会は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他和内共第3号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。

3 前2項の定めをした漁業以外の当該漁業について、理事は、第1項の定めをしなければならない。

4 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(勘案事項)

第8条 管理委員会は、前条第1項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- 一 その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- 三 その者の当該漁業の経営能力

(管理委員会に対する指示等)

第9条 理事は、第2条に規定する漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は管理委員会が第8条第1項の定めを行わなかった場合は、漁場の利用等に関し、管理委員会に対し必要な指示をすることができる。

2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は、第8条第1項の定めを行うことができる。

3 前項の定めは、管理委員会による定めとみなす。

4 理事が第1項に基づく指示又は第2項に基づく定めを行う場合は、理事会の決議によらなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第10条 和内共第3号の内容となっている漁業を営む組合員は、和内共第3号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	漁業の方法	単位	行使料の額
あゆ漁業	友釣、ルアー釣	年間	7,700円

	巻川	年 間	6,600円
	定置やな	年 間	16,500円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第 11 条 和内共第 3 号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に和内共 3 号の行使をさせないことができる。

2 和内共第 3 号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は総会で定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 2 項の行使料の額について、令和 5 年 12 月 31 日までに営む漁業は次の表の料金を適用する。

漁業の名称	漁具・漁法	単位	行使料の額
あゆ漁業	友釣、ルアー釣	年 間	7,000円
	巻川	1 日	6,000円
	定置やな	年 間	16,500円

貴志川漁業協同組合
和内共第38号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、貴志川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第38号第五種共同漁業権（以下「和内共第38号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 和内共第38号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資 格
あまご漁業	竿釣	組合員であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正組合員の3分の2以上の多数が、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、組合員共同の利益を害する恐れがあると認める者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(管理委員会の設置)

第4条 和内共第38号の適切な管理及び行使を図るため、組合に、和内共第38号第五種共同漁業権管理委員会（以下「管理委員会」と総称する。）を置く。

(管理委員会の構成及び決議方法)

第5条 管理委員会は、第2条に規定する漁業を営む資格のある者が選任する委員をもって組織する。

- 2 管理委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

和内共第38号第五種共同漁業権管理委員会 6人

- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 管理委員会の決議方法は、出席した構成員の3分の2以上の多数決による。

(漁業の方法等)

第6条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あまご漁業	竿釣	竿1	紀美野町今西堰より上流の区域(禁漁区を除く)	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間

- 2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、第4条に規定する管理委員会の意見を聴き、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。
- 3 理事が第1項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第7条 管理委員会は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他和内共第38号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

- 2 管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。
- 3 前2項の定めをした漁業以外の当該漁業について、理事は、第1項の定めをしなければならない。
- 4 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(勘案事項)

第8条 管理委員会は、前条第1項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- 一 その者の当該漁業に対する生活依存度

- 二 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- 三 その者の当該漁業の経営能力

(管理委員会に対する指示等)

第9条 理事は、第2条に規定する漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は管理委員会が第8条第1項の定めを行わなかった場合は、漁場の利用等に関し、管理委員会に対し必要な指示をすることができる。

- 2 管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は、第8条第1項の定めを行うことができる。
- 3 前項の定めは、管理委員会による定めとみなす。
- 4 理事が第1項に基づく指示又は第2項に基づく定めを行う場合は、理事会の決議によらなければならない。

(禁止区域)

第10条 第6条第1項の規定に関わらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、漁業を営んではならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あまご	紀美野町毛原下達磨井堰より下流100mの区域、紀美野町長谷宮宝井堰より下流100mの区域	3月1日から9月30日まで

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第11条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あまご	紀美野町今西堰上流から紀美野町毛原上五反田堰の区域 (禁漁区を除く)	3月1日から9月30日まで

- 2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長の制限)

第 12 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15センチメートル

(尾数の制限)

第 13 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日あたりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
あまご	25尾

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第 14 条 第 2 条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年12月末までに、組合に報告しなければならない。ただし、組合が直接把握できる事項については、報告を省略することができる。

(漁業権管理費の負担)

第 15 条 和内共第 38 号の内容となっている漁業を営む組合員は、和内共第 38 号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	漁業の方法	単位	行使料の額
あまご漁業	竿釣	年間	5,000円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第 16 条 和内共第 38 号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に和内共第 38 号の行使をさせないことができる。

2 和内共第 38 号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は総会で定める。

貴志川漁業協同組合
和内共第38号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、貴志川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第38号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認をなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あまご	紀美野町今西堰上流から紀美野町毛原上五反田堰の区域（禁漁区を除く）	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	竿1

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あまご	3月1日から3月10日までの期間内で組合が定めて公表する日から9月30日まで(ただし、3月1日から3月10日までの期間内で組合が特別に遊漁する期間を定める)

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
紀美野町毛原下ダルマ石井堰より下流100mの区域 紀美野町長谷宮宝井堰より下流100mの区域	3月1日から9月30日まで

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15センチメートル

(尾数の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
あまご	25尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中

学校生徒又は肢体不自由者又は女性のときは次表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あまご	竿釣	1日 3,300円
		年間 5,500円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 貴志川漁業協同組合事務所（海草郡紀美野町神野市場266番地1）
- (2) 貴志川漁業協同組合の委託する遊漁承認証取扱所

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
 - ・遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。
 - ・監視員の要求があったときは提示すること。
 - ・他人に貸与することはできません。
 - ・本証を携行せず遊漁をしたときは無鑑札として扱います。
 - ・万一紛失しても再発行しません。
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる

行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（1）氏名

（2）有効期間

（3）注意事項

- ・漁場監視員は、規則の励行に関しては、必要な指示を行う。
- ・漁場監視の場合、必ず本証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけること。
- ・規則に違反した者は遊漁の中止を命ずる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしない。
- ・本証を他人に貸与しないこと。
- ・漁場監視員は、いかなる場合も、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

（4）発行者名

（違反者に対する措置）

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第9条第1項の遊漁料の額について、令和5年12月31日までにを行う遊漁は次の表の料金を適用する。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あまご	竿釣	1日 3,000円
		年間 5,000円

様式第1号-1 (電子申請以外の場合)

遊 漁 承 認 証
表 裏

遊漁承認証 No. 下記の通り遊漁を承認します。 記			<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。 2. 監視員の要求のあった時は提示すること。 3. 他人に貸与することができません。 4. 本証を携行せず遊漁をした時は、無鑑札として扱います。 5. 万一紛失しても再発行しません。
遊 漁 者	(住 所) (氏 名)		
承認期間			
魚 種			
漁具・漁法			
遊漁区域			
発行者 貴志川漁業協同組合			印

様式第1号-2 (電子申請の場合)

遊 漁 承 認 証

<p style="text-align: right;">表</p> <p>裏貴志川漁業協同組合 貴志川漁協 (年券・日券の別 魚種名)</p> <p>有効期限</p> <p style="text-align: center;">年</p> <p style="text-align: center;">月 日</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。 2. 監視員の要求のあった時は提示すること。 3. 他人に貸与することができません。 4. 本証を携行せず遊漁をした時は、無鑑札として扱います。 5. 万一紛失しても再発行しません。
---	--

様式第2号

漁 場 監 視 員 証

<p style="text-align: center;">漁場監視員証 No.</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">氏名</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">住所</td> <td style="text-align: right;">(年齢)</td> </tr> </table> <p>有効期間</p> <p>発行者 貴志川漁業協同組合 印</p>	氏名		住所	(年齢)	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 漁場監視員は、規則の励行に関しては、必要な指示を行う。 2. 漁場監視の場合は、必ず本証を携帯し、かつ漁場監視員であること表示する腕章をつけること。 3. 規則に違反した者は遊漁の中止を命ずる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしない。 4. 本証を他人に貸与しないこと。 5. 漁場監視員は、いかなる場合も、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。
氏名					
住所	(年齢)				